令和８年１１月１１日
総合支所保健福祉センター
生　活　支　援　課

生活保護事務における障害者加算の支給に関する点検結果について

１　主旨

世田谷総合支所生活支援課において、平成３０年１月に精神障害者保健福祉手帳の写しの提出を受けていたにもかかわらず、必要な事務処理が行われておらず、担当者交代後の令和元年５月に障害者加算の未支給が判明した。本事案を受け、この度、５総合支所保健福祉センターにおいて、１０月に一斉点検を実施した。この度、その結果を取りまとめたので報告する。

２　点検結果

生活保護申請時に申請者に対し、障害者手帳取得状況や自立支援医療受給者証等の書類の提出を求め、そのうえで確認しているが、その後の障害等級の変更や新たな手帳取得等に伴う加算要件の該当状況について、定期的に確認する仕組みがなかった。このため令和８年１０月時点で障害者手帳等を有しているにもかかわらず障害者加算が支給されていないケースについて一斉点検を行った結果、次のとおりである。

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
調査件数	１５１	８４	１３８	１５３	９４	６２０
加算漏れ件数	2	0	0	5	1	8
加算漏れ総月数	６０	－	－	１５４	１０	２２４
加算漏れ総支給額	1,078,054	－	－	2,762,309	181,710	4,022,073

３　支給漏れの原因

・他福祉事務所からの移管で引継ぎがあり、障害基礎年金の裁定も確認していたが加算計上を失念していた。
・受給対象世帯主より自立支援医療証取得の申告があったものの、そこから手帳の状況などの確認を失念していた。
・身体障害者手帳については、区外施設入所中に等級が変更し、加算対象となったが、受給対象世帯主より手帳等級変更の申し出もなく、手帳情報の把握ができなかったため、加算計上に至らなかった。
・精神障害者保健福祉手帳については、受給対象世帯主より手帳取得の申し出がない中、他課からの手帳情報提供があったものの、担当職員の認識不足により、加算計上を失念していた。
・精神障害者保健福祉手帳２級の写しが提出されていたが、加算計上を失念していた。

４　今後の対応について

対象者へは速やかに謝罪し、経緯について説明する。また、地方自治法第２３６条の規定により、対象者には最長５年分の遡及支給を実施する。なお、国の通知では、令和２年３月以前に発見された場合は原則として発見月を含め前々月までの３か月を遡及是正する運用となっていたが、令和２年４月以降については、発見月を含め最長５年分の遡及是正できると改められていることから、発見月である令和８年１０月分を起点として最長５年間遡及し、追加支給を行う。

５　再発防止策について

手帳情報等の取得状況の確認の方法や加算の有無に係る事由などを掲載したチェックリストの作成、活用など加算認定までの事務手順を見直すとともに、職員研修の更なる充実を図り、加算認定漏れを生じさせない仕組みづくりを構築する。

開始時や手帳取得時等の確認だけでは、その後の更新時に生じうる障害等級の変更や手帳取得を必ずしも把握できないため、毎年度の一斉点検を新たに制度化する。

６　今後の予定

令和８年１１月　　点検結果を受け、対象者に謝罪及び未支給分の支給の決定
令和８年１２月　　支給の決定に基づき、対象者に未支給分の支給
令和９年度以降　　毎年度一斉点検を実施